

## ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市東部学校給食センター

建設政策課

## 長野県教育委員会告示第2号

令和8年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和7年7月28日

長野県教育委員会

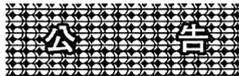
## 1 要綱の名称

令和8年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

## 2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静間字町尻1388番地2号ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社スワロースキー

飯山市大字静間1382番地1号

ITXコミュニケーションズ株式会社

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28号

4 変更した年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年5月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年7月28日から令和7年11月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スワンガーデン安曇野A区

安曇野市豊科南穂高140-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和ハウス工業株式会社

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウス工業株式会社	芳井 敬一	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウス工業株式会社	大友 浩嗣	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

4 変更した年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年6月13日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年7月28日から令和7年11月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スワンガーデン安曇野B区

安曇野市豊科南穂高1066番3

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和ハウス工業株式会社

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウス工業株式会社	芳井 敬一	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
大和ハウス工業株式会社	芳井 敬一	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

## 4 変更した年月日

令和7年4月1日

## 5 届出年月日

令和7年6月13日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年7月28日から令和7年11月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

軽井沢・プリンスショッピングプラザ

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西武不動産

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西武リアルティソリューションズ	齊藤 朝秀	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西武不動産	齊藤 朝秀	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

## 4 変更した年月日

令和7年4月1日

## 5 届出年月日

令和7年6月20日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年7月28日から令和7年11月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあいばんいいだ店

飯田市桐林1040-2 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市鼎東鼎281

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1
有限会社とみや呉服店	尾関 代次	飯田市龍江6894-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社長野県A・コープ	山崎 進	長野市市場2番地1

## 4 変更した年月日

令和6年12月31日

## 5 届出年月日

令和7年5月27日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和7年7月28日から令和7年11月27日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画地区計画 川路地区計画

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び飯田市役所

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画公園 6・4・1号千曲運動公園

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び千曲市役所

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月28日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品及び数量

乗用電気軽自動車 17台

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 借入期間

令和8年3月2日から令和15年3月1日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 納入場所

佐久合同庁舎 駐車場 他7箇所

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時まで2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請に関して入札参加資格は電子申請にて受け付けています。次のアドレスをご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/789teikisinnsa.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

## 5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年8月22日(金)午前10時

イ 場所 長野県電子入札システム

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年8月21日(木)午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札申込書を、令和7年8月19日(火)午後5時までに(3)のイの場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

また、技術資料等を、令和7年8月8日(金)正午までに(3)のイの場所に提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

Electric kei car, 17 units

(2) Lease duration:

March 2, 2026 to March 1, 2033

(3) Contact information:

Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau, Contract and Audit Division  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan  
Tel: +81-26-235-7079 (Japanese only)

(4) Bid opening:

Date and time: Friday, August 22, 2025, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefecture Electronic Bidding System

(5) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: Thursday, August 21, 2025, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Accounting Bureau

Contract and Audit Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano

80-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)

Japan

契約・検査課